

学校いじめ防止基本方針

甲斐市立敷島中学校

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止は、教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を基本とした対応の充実を図る必要がある、関係機関との連携を図りつつ、課題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進める。

以上を踏まえつつ、特に、いじめの問題への対応については、下記の〔1〕の基本認識に基づき、下記〔2〕の取り組みについて推進する。

〔1〕いじめ問題に関する基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に指導する必要がある。

- 1 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 2 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- 3 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- 4 いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- 6 「いじめられる子どもに問題はない」との認識を共有する。
- 7 いじめを見えにくくしているのは、いじめ被害者の隠蔽心理によるものとの認識を持つ。
- 8 インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。

〔2〕いじめの未然防止の取り組み

1 学校における取り組みの充実

（1）実効性ある指導体制の確立

①学校を挙げた対応

いじめの問題については、その件数が多いか、少ないかの問題ではなく、いじめが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、学校及び教育委員会は、相互の連携・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

学校においては、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、緊密な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

②いじめ対策委員会

(構成員)

校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教員，不登校担当，スクールカウンセラー（計9人）

校長，教頭，生徒指導主事等は，いじめの訴えに基づき，学級担任等へ対応を指示したり，情報を伝達したりした場合には，その対応状況について，逐次報告を受けるとともに，その解決に至るまでフォローする。いじめの訴えを学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず，校長に適切な報告がなされるようにする。

ア 職員会議の内容及び方法の改善（全員参加体制の継続・情報の共有）

イ 生徒指導委員会の更なる充実（毎週授業枠の中に1時間確保）

ウ 学年生徒指導体制の充実（生徒指導担当者の行動連携）

③実践的な校内研修の実施

学校において，いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために，全教職員の参加により，事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

ア 夏休み中の校内研究会で実施

イ 専門研修会への教員の派遣

(2) 適切な教育指導

①全ての生徒への指導

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の生徒に徹底させなければならない。

「いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識と，「いじめを親や教師に伝えることは正しい行為である」という認識を生徒に持たせる。

いじめられる生徒や，いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを，教職員が言葉と態度で示す。

特に，いじめられている場合には，そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず，友人や教師，親に必ず相談すること（自分を傷つけたり，死を選んだりすることは絶対にあってはならない）をメッセージとして伝える。

学校教育全体を通して，お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にすることを育成し，友情の尊さや信頼の醸成，生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に，道徳教育，心の教育を通して，このような指導の充実を図る。また，奉仕活動，自然体験等の体験活動を通して，人間関係や生活経験を豊かにする教育活動を取り入れることにも取り組む。

学級活動や生徒会活動などの場を活用して，生徒自身が問題の解決に向けてどう関わったら良いかを考え，主体的に取り組ませる。

ア 宿泊体験学習（1年生）…仲間づくり

イ やまなし探究（2年生）…学習課題の探求

ウ 修学旅行（3年生）…探究学習の実践とまとめ

エ 道徳教育の指導方針の見直し…

自尊感情・いのちの尊さ・思いやりの心・人間尊重の精神等

オ 「総合的な学習の時間」の活用…体験活動

カ 生徒会活動…自治活動の推進

キ 文化活動への取り組み…合唱活動

②いじめられる生徒への対応

事実確認と共に，まず辛い今の気持ちを受け入れ，共感することで心の安全を図る。また，最後まで守り抜くこと，秘密を守ることを伝える。さらに必ず解決できる希望が持てることや，自信を持たせる言葉をかけるなど，自尊感情を高めるように配慮する。

③いじめる生徒への指導・措置

いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

校長は、教育上必要があると認めたときは、加害生徒について被害生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を取る。また、学校教育法十一条の規定に基づき、当該生徒に対して適切に懲戒を加える。

④いじめを許さない学級経営

「いじめは生徒の成長にとって必要な場合もある」といった考えは誤りであり、個々の教師が問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならない。

また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響を与えることに十分留意し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権意識の涵養に努める。

グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導についての見直しや工夫改善を行う。

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

ア Hyper Q-U検査を活用した学級集団づくり

イ 教師は生徒と活動を共に

(3) ネットいじめへの対応

①ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

②未然防止のために次のようなことを指導する。

ア インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

イ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

ウ 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

エ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度流出した情報は、完全には回収できないこと。

オ 匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

カ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性があること。

キ チェーンメールは根拠のないものであり、転送しない。内容によっては、転送することで「ネットいじめ」の加害者になることにつながる。

③早期発見・早期対応のために

ア 削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒・保護者に助言し、協力して取り組む。しかし、学校・保護者だけでは解決が困難な事案が多いので、警察等の専門機関との連携を図る。

(4) いじめの早期発見・早期指導

①問題兆候の把握等

教師が生徒の悩みを受け取るためには、何よりも、全人的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心の触れ合いを深めるなど深い信頼関係を築くことが不可欠である。

生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取り組みを行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など校内の専門家との連携に努める。

生徒や保護者からのいじめの訴えは勿論のこと、その兆候の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、いじめ対策委員会を中心に速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。

生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの早期発見や対応に努める。特に、種々の問題行動等が生じているときは、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

ア 生徒とふれあう時間を確保する。

イ 個人ノートや日記などを通して、生徒の交友関係や悩みを把握する。

ウ 保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

エ 学期1回の生活アンケートの実施する。

オ 教科担任と学級担任との情報連携を図る。

②事実関係の究明

いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

ア 客観的事実の収集

(5) いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

①心のケア

生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭との連携を積極的に推進する。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

教育相談室を生徒指導室とは別の場所に設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。

②いじめを継続させないための弾力的な対応

いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難として教育活動の弾力的な運用を行う。学校、教育委員会及び保護者は、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切である。

(6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされているなど重大事案には、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、甲斐市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議した上、当該事案に対する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 家庭・地域社会との連携

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合には、まず、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

学校におけるいじめへの指導方針及び指導計画の情報は、日頃より、積極的に公表し、保護者の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。

いじめに関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応し、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特に、P T Aと学校との連絡協議の場を今まで以上に確保し、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取り扱いに留意し、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

- ア P T A総会及び役員会
- イ 学校評議員会
- ウ 主任児童委員との連絡会
- エ 外部講師の導入…人権擁護員・保護司会
- オ 学校だよりの発行…ホームページへの掲載
- カ 外部機関との連携…児童相談所・S S W等
- キ 職場体験学習…地域や保護者と連携
- ク ボランティア活動の推進
- ケ 甲府支援学校との交流（昭和58年～継続中）

平成26年10月10日 制定
平成29年 5月10日 一部改訂